

令和6年度

— 第 1 3 回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和7年1月20日 14時00分					
閉 会	令和7年1月20日 14時40分					
会 議 場 所	教育委員室					
委 員 出 欠	伊藤忠通	出	田中郁子	欠	伊藤美奈子	出
	三住忍	出	橋本昌大	出		
議 事 録 署 名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 総務課					

議 案 及 び 議 事 内 容

次 第	
議決事項 1 奈良県教育委員会委員の議席について	可 決
議決事項 2 奈良県教育委員会優秀選手賞等の受賞者について	可 決
報告事項 1 「奈良の学び推進プラン(案)」に対する意見募集の結果について	承 認
○大石教育長 「伊藤忠通委員、伊藤美奈子委員、三住委員、橋本委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和6年度第13回定例教育委員会を開催いたします。本日は、田中委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」	
議決事項 1 奈良県教育委員会委員の議席について	
○大石教育長 「議決事項1『奈良県教育委員会委員の議席』について、ご説明をお願いします。」 ○安田教育次長 「奈良県教育委員会委員の議席について、説明いたします。 奈良県教育委員会会議規則第5条により、委員の議席は委員の任命があった都度、委員会の議決により教育長が定めるものと規定されています。 このたび橋本昌大委員が任命されましたので、委員の議席について提案させていただきます。 委員の議席については、過去から慣例として、教育長、教育長職務代理者、委員の任命順としていところです。つきましては、このたびも慣例に従いまして、お配りしております資料のとおり定めたいと考えております。 以上です。」 ○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」 ○大石教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」 ※各委員一致で可決 ○大石教育長 「議決事項1については可決いたします。」	
議決事項 2 奈良県教育委員会優秀選手賞等の受賞者について	
○大石教育長 「議決事項2『奈良県教育委員会優秀選手賞等の受賞者』について、ご説明をお願いします。」 ○新子体育健康課長 「奈良県教育委員会優秀選手賞等の受賞者について、説明いたします。 1枚目の資料は、平成29年度に交付されました、奈良県教育委員会規則第5号、奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰規則となっております。本件はこの規則に基づき表彰されるもので、今年度は第2条に該当する優秀選手賞及び第3条に該当する特別優秀選手賞の表彰となります。 2枚目の選考要綱ですが、第3条の優秀選手賞の選考基準は、『優秀選手賞は、当該年度において第1号から第7号までに掲げる大会において優勝した個人若しくは団体又は第8号に該当す	

議 案 及 び 議 事 内 容

るものに対して与えられるものとする。』となっております。

第4条の特別優秀選手賞の選考基準は、『特別優秀選手賞は、前条第1号から同条第7号までに該当する大会において3年又は4年連続して優勝した個人に対して与えられるもの』又は、『前項の規定にかかわらず、教育委員会が前項の規定による基準に相当すると認めるときは、特別優秀選手賞を与えるものとする。』となっております。

また第5条の選考の手続きですが、『優秀選手賞又は特別優秀選手賞の選考に当たっては、奈良県中学校体育連盟会長、奈良県高等学校体育連盟会長、奈良県高等学校野球連盟会長及び奈良県特別支援学校長会会長からの推薦に基づき行うものとする。』とあり、各団体から推薦された候補者について、奈良県教育委員会優秀選手賞等選考会において選考をいたしました。

それでは3枚目の受賞者（案）についてご覧ください。

本年度は高等学校体育連盟、中学校体育連盟、特別支援学校校長会から推薦された7団体と、個人11名となっております。摘要及び選考基準は選考要綱の第3条に基づくもので、選考基準が(1)から(7)につきましては、それぞれ基準を満たしております。(8)となっている受賞候補者は、選考要綱第3条 (8)『その他、特に顕著な功績があると教育委員会が認める個人又は団体』に該当しています。

まず特別優秀選手賞です。陸上競技、添上高等学校の矢野結衣さんは、令和4年度、高校1年生時の国民体育大会において、少年女子B円盤投げで優勝をしています。令和5年度高校2年生時は、アンダー18陸上競技大会女子円盤投げで優勝、そして令和6年度高校3年生時では、アンダー20日本陸上競技選手権大会女子円盤投げで優勝をしています。

続きまして、優秀選手賞です。団体の部では、次の7団体が各大会で優勝しています。まず、高田商業高等学校ソフトテニス部は、全国高等学校総合体育大会及び国民スポーツ大会少年男子で、それぞれ優勝、御所実業高等学校ラグビーフットボール部は国民スポーツ大会少年男子で優勝、天理高等学校第二部、バスケットボール部女子、バレーボール部男子、バレーボール部女子、軟式野球部はそれぞれの種目で全国高等学校定時制通信制体育大会において優勝しています。五條市立五條東中学校女子柔道部は全国中学校柔道大会で優勝しています。

続きまして個人の部10名です。高等学校では、柔道で天理高等学校 瀬川賢豪さんが全国高等学校総合体育大会100キロ超級で優勝しています。登山は、檀原学院高等学校の谷井和季さんが、それぞれのワールドカップに男子スピードで出場し、ユースアジア選手権で男子スピード優勝しています。また、青翔高等学校の藤村侃奈さんが、同じくユース選手権、女子リードユースAで優勝しています。そして、天理高等学校第二部の3名、陸上競技女子100メートルハードルの松川萌さん、柔道女子52キロ級の山本葉奈さん、柔道女子63キロ級の永井友里さんが、全国高等学校定時制通信制体育大会で優勝しています。続いて中学校からは、五條市立五條東中学校の3名が全国中学校柔道大会で優勝しています。女子48キロ級の奴賀楓奈さん、女子52キロ級の朝田杏さん、そして女子63キロ級の麻田彩妃さんです。最後に、特別支援学校から、県立二階堂養護学校の中澤勇翔さんが、全国障害者スポーツ大会フライングディスクの5メートルアキュラシー及びディスタンスの部門で優勝しています。

本件は、今回の定例教育委員会の議決後、2月3日月曜日に教育研究所において表彰式を行う予定です。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「五條東中学校が素晴らしい成績をあげておられますが、指導者が優秀なのでしょうか。」

○新子体育健康課長 「五條東中学校は中尾監督が指導されております。前任の広陵中学校でも

議 案 及 び 議 事 内 容

全国大会で高い成績を残し、非常に高い指導力があります。昨年も五條東中学校は団体で優勝しているので、今回2連覇となっています。」

○三住委員 「要綱第3条の(8)だけ裁量の余地があるということですね。登山のワールドカップは日本のチャンピオンとして出るのでしょうか。どういう形で出場資格を得るのですか。」

○新子体育健康課長 「国際大会の派遣基準で選ばれることになっております。今回谷井選手は、国内のトップ選手になりますが、派遣標準記録を満たして出場ということになっております。」

○大石教育長 「登山と書いていますが、スピードを競うクライミングですね。それは出場するだけでもすごいことなのですね。」

○新子体育健康課長 「昨年も谷井選手はワールドカップ出場で優秀選手賞を受賞しております。成人も含めた国内のトップ選手が出場する大会ですので、優秀選手賞に該当すると判断をさせていただきました。」

○橋本委員 「もちろん各大会で優勝の盾とかトロフィー等はもらっていると思いますが、教育委員会の優秀選手賞でお渡しするものはどんなものがありますか。」

○新子体育健康課長 「表彰状と、特別優秀選手にはトロフィーを授与します。」

○大石教育長 「アキュラシーとはどのような競技ですか。」

○新子体育健康課長 「フライングディスク競技は、いわゆるフリスビーのようなものを投げる競技で、アキュラシーはその正確性を競うもので、5メートル離れたところからの的に当てるという種目です。ディスタンスは距離を競う種目です。」

○三住委員 「要綱第3条の(8)で候補として挙げられて、選考から外れた方はおられますか。」

○新子体育健康課長 「今回の選考会では、各団体から推薦されたものについては、すべて条件を満たしているということで受賞の対象となっております。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○大石教育長 「議決事項2については可決いたします。」

報告事項1 「奈良の学び推進プラン(案)」に対する意見募集の結果について

○大石教育長 「報告事項1『奈良の学び推進プラン(案)に対する意見募集の結果』について、ご報告をお願いします。」

○吉中義務教育課長 「『奈良の学び推進プラン(案)』に対する意見募集の結果について、報告いたします。

プラン案につきましては、12月19日の定例教育委員会で報告させていただいた後、12月19日か

議 案 及 び 議 事 内 容

ら1月17日まで、第3期奈良県教育振興大綱と同じ期間でパブリックコメントを実施させていただきました。いただいたご意見は6件でした。ご意見の概要及び県教育委員会の考え方につきましては、別紙のとおりです。

いただきましたご意見を反映し、奈良の学び推進プランを修正したものが1件あります。8ページをご覧ください。(6) 特別支援教育の充実の推進方針『全ての子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と多様な学びの場の整備により、インクルーシブ教育システムの実現に向けた』という箇所の『共に過ごす』を『共に学ぶ』に変更しております。

なお、1月8日に市町村教育委員会教育長に集まってお聞きいただき、プランについてのご意見を頂戴しました。そのご意見と本日皆様からいただきましたご意見を再度整理させていただき、修正を重ねて、2月13日(木)の定例教育員会で承認いただいた後、県議会で報告させていただきたいと考えております。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「変更のあったところについて、もともとの『共に過ごす』はどのような考えで示されていたのか、また、どんな発想で『共に学ぶ』に変更されたのかをお聞きしたいです。」

○岡田特別支援教育推進室長 「当初表記させていただいた『過ごす』という文言ですが、国の教育振興基本計画の特別支援教育の推進の箇所で、障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に『過ごす』ための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めるということが示されていますので、奈良県の学び推進プランでも、『過ごす』という文言を当初使わせていただいております。

パブリックコメントでご意見をいただきましたので、再度、検討していく中で、文部科学省の『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』の報告や、様々な提言の中に、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものであり、インクルーシブ教育システムにおいては同じ場で共に『学ぶ』ことを追求するとともに、個別の教育的ニーズにある幼児児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるというような表記でした。特別支援教育を進めていく中で、学びを充実させるにあたり、当初は『過ごす』という表記をしておりましたが、共に『学ぶ』ことを進めていきたいということで、今回変更させていただいております。」

○三住委員 「インクルーシブは、共に過ごすということであると思いますが、勉強している場面だけでなく、先生がいなくても友達同士で遊ぶ場面も含んでいると思います。『学ぶ』という文言になると、共に遊ぶことが含まれなくなるとも捉えられます。他の委員のご意見をお聞きしたいです。」

○伊藤(忠)委員 「三住委員と同じ気持ちです。共生社会の共生は、共に生きると書きますが、インクルーシブは、同じ場にいることで学習だけではなく、人と人との関わり方なども体得していくことが大事であると思います。『学ぶ』なら学びばかりになってしまう感じがします。『過ごす』中に『学ぶ』が含まれているという三住委員のご意見と同じ意見です。パブリックコメントのご意見は『過ごす(学ぶ)』と括弧書きされています。『過ごす』中で学び合いのようなこともがあると想定できますので、現行のままでよいと思います。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○伊藤（美）委員 「私も、両委員とほぼ同じ趣旨の感じをもっています。『過ごす』の中に、広い意味が含まれていると思います。特別支援の子どもたちの中には、そこにいるだけでも意味があるという状態で頑張っている子もいると思いますので、『過ごす』の方がしっくりくると思います。一方で、文章中に『可能な限り共に過ごすための条件整備』とありますが、可能な限りにかかるのは、校舎の条件整備のハード面のことなのか、学校が工夫することによる条件整備のソフト面なのか気になりました。」

○伊藤（忠）委員 「施設の問題で、共に過ごせない部分があると困るので、可能な限り共に過ごせる空間を設けましょうと捉えました。可能な限りは、その後の『多様な学びの場の整備により』にもかかり、ハード面、ソフト面両方にかかると思います。」

○岡田特別支援教育推進室長 「『可能な限り』共に学ぶことができるように配慮することが重要であり、また一人一人の子どもたちが障害の状態、程度、実態に応じて、学んでいることを理解して達成感を感じるところをねらっていくと、『多様な学びの場』も整備しておくことが必要であると認識しています。」

○橋本委員 「『過ごす』を『学ぶ』に変更するだけでなく、『多様な学びの場の整備』という文言も削除いただきたいともありますが、ご意見の意図は分かりますか。」

○大石教育長 「別紙にあるパブリックコメントのご意見に変更してほしい理由等は書かれているのでしょうか。」

○吉中義務教育課長 「ご意見の意図がわかるように、別紙にほぼそのままの内容で示しています。」

○岡田特別支援教育推進室長 「教育委員会としては、『共に過ごす』ということと、『多様な学びの場の整備』を両輪で進めていきたいと考えていますので、当初の文言で、こちらの意図が伝わるように、パブリックコメントへの回答を改めたいと思います。」

○伊藤（忠）委員 「パブリックコメントの回答で、『過ごす』には『学ぶ』ということも含んでいるという意味があると説明し、ご意見の趣旨は十分理解していると返されてはいいでしょうか。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、パブリックコメントへの回答で、県教育委員会の考え方をきちんと表現し、報告いただいた変更点は、元に戻すということで承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「報告事項1については承認いたします。」

○大石教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○東村教職員課長 「令和６年度文部科学大臣優秀教職員表彰について、報告いたします。

令和６年10月14日に開催しました奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会での選考の結果、令和５年度の奈良県表彰者の中から、資料の名簿に記載の６名と１団体を令和６年度の文部科学大臣優秀教職員表彰の候補者として推薦しておりましたが、その６名と１団体が被表彰者に決定され令和７年１月17日に表彰式が行われております。

以上です。」

○大石教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○大石教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項については了承いたします。」

○大石教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」